

○ 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第三号）
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条 【略】 [2～6 略]</p> <p>7 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第五号（<u>第一面及び第二面</u>に限る。）により作成するものとする。</p> <p>（連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項）</p> <p>第四条 【略】 [2～5 略]</p> <p>6 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第五号（<u>第三面及び第四面</u>に限る。）により作成するものとする。</p> <p>（四半期の開示事項）</p> <p>第六条 【略】</p> <p>2 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第二号に掲げる事項は別紙様式第十号により、同項第三号に掲げる事項は別紙様式第四号により、同項第四号に掲げる事項</p>	<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条 【同左】 [2～6 同左]</p> <p>7 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第五号（<u>第一面</u>に限る。）により作成するものとする。</p> <p>（連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項）</p> <p>第四条 【同左】 [2～5 同左]</p> <p>6 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第五号（<u>第二面</u>に限る。）により作成するものとする。</p> <p>（四半期の開示事項）</p> <p>第六条 【同左】</p> <p>2 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第二号に掲げる事項は別紙様式第十号により、同項第三号に掲げる事項は別紙様式第四号により、同項第四号に掲げる事項は別紙</p>

は別紙様式第十一号により、同項第五号に掲げる事項は別紙様式第六号により、同項第七号に掲げる事項は別紙様式第七号(連結自己資本比率を算出する場合の自己資本比率告示第十四条各号の算式における分母の額に係る事項にあつては、第一面に限る。)により、同項第八号及び第十二号に掲げる事項は別紙様式第八号により、同項第九号及び第十五号に掲げる事項は別紙様式第九号により、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第五号(第一面及び第二面に限る。)により、同項第十三号に掲げる事項は別紙様式第五号(第三面及び第四面に限る。)により、それぞれ作成するものとする。

3 [略]

[略]

(別紙様式第五号)

[別葉 2]

[略]

様式第十一号により、同項第五号に掲げる事項は別紙様式第六号により、同項第七号に掲げる事項は別紙様式第七号(連結自己資本比率を算出する場合の自己資本比率告示第十四条各号の算式における分母の額に係る事項にあつては、第一面に限る。)により、同項第八号及び第十二号に掲げる事項は別紙様式第八号により、同項第九号及び第十五号に掲げる事項は別紙様式第九号により、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第五号(第一面に限る。)により、同項第十三号に掲げる事項は別紙様式第五号(第二面に限る。)により、それぞれ作成するものとする。

3 [同左]

[同左]

(別紙様式第五号)

[別葉 1]

[同左]

備考 表中の「」の記載は任意である。